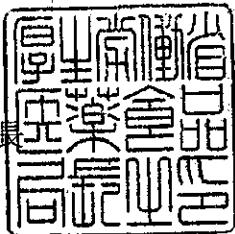


薬食発第 0104003 号
平成 19 年 1 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



医療用医薬品再評価に関し資料提出を必要とする
有効成分等の範囲（その 62）について

標記については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の 6（同法第 19 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別添「平成 19 年厚生労働省告示第 3 号（再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定した件）」をもって告示したので、その取扱いについては下記の諸点に御留意の上、貴管内関係各業者に周知徹底を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮をお願いする。

なお、今般の再評価は、平成 10 年 7 月 15 日付医薬発第 634 号医薬安全局長通知により示した品質に係る再評価である。

記

1. 医薬品の範囲

(1) 医療用医薬品であって、次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤のうち、内用固形製剤のもの。

- 1) アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物（腸溶性錠剤に限る。）
- 2) ロメリジン塩酸塩
- 3) プロメタジンメチレンジサリチル酸塩
- 4) レボチロキシンナトリウム水和物（錠剤を除く。）
- 5) ペントキシベリンクエン酸塩（錠剤に限る。）
- 6) ジメモルファンリン酸塩（ドライシロップ剤を除く。）

- 7) ピリドスチグミン臭化物
- 8) パペベリン塩酸塩
- 9) ホルモテロールフマル酸塩水和物
- 10) タランピシリソウ塩酸塩
- 11) ベプリジル塩酸塩水和物
- 12) ニカルジピン塩酸塩（徐放性錠剤及び徐放性カプセル剤に限る。）

(2) 次に掲げる成分を有効成分として含有する配合剤のうち、内用固形製剤のもの
アモキシシリソウ水和物・クラブラン酸カリウム

2. 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

溶出性に関する資料。

3. 提出期限

平成 19 年 1 月 31 日

4. その他

今回の再評価指定に当たり、当該品目について再評価申請を行わない企業に対しては、速やかに当該品目の製造販売承認の整理届を提出されること。

○厚生労働省告示第三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の六第一項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定したので、同項及び同法第十四条の六第三項（これらの規定を同法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該医薬品の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

平成十九年一月四日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 医薬品の範囲

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第四十二条第一項第二号に規定する医療用医薬品のうち、別表に掲げるもの

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

再評価に係る医薬品の有効成分の種類、投与経路、剤型等に応じ、薬事法施行規則第四十条第一項第一号口に掲げる資料。ただし、当該再評価に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場

合その他資料の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を提出することを要しない。

三 提出期限

平成十九年一月三十一日

別表

一 次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤のうち、内用固形製剤のもの

- 1 アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物（腸溶性錠剤に限る。）
- 2 ロメリジン塩酸塩
- 3 プロメタジンメチレンジサリチル酸塩
- 4 レボチロキシンナトリウム水和物（錠剤を除く。）
- 5 ペントキシベリンクエン酸塩（錠剤に限る。）
- 6 ジメモルファンリン酸塩（ドライシロップ剤を除く。）
- 7 ピリドスチグミン臭化物
- 8 パパベリン塩酸塩
- 9 ホルモテロールマル酸塩水和物
- 10 タランピシリソ塩酸塩

11 ベプリジル塩酸塩水和物

12 ニカルジピン塩酸塩（徐放性錠剤及び徐放性カプセル剤に限る。）

二 次に掲げる成分を有効成分として含有する配合剤のうち、内用固形製剤のもの

アモキシシリソ水和物・クラブラン酸カリウム